

跡見学園女子大学文学部紀要に関する規程

第一条 この規程は、跡見学園女子大学学則第一条第2項第三号に基づき、跡見学園女子大学文学部紀要（以下「紀要」という）の発行と編集に関する必要な事項を定める。

第二条 紀要は、毎年一回発行する。ただし、必要な場合には、臨時号を発行することができる。

第三条 紀要に研究成果を発表することができるのは、原則として本学専任教員とする。ただし、以下の者は、本学部専任教員の推薦のある場合には、研究成果を発表することができる。

- 一 本学兼任講師
- 二 本学事務職員（学芸員・司書等）
- 三 本学部専任教員と共同研究に従事する者
- 四 本学大学院人文科学研究科に在籍する者、または修了した者

第四条 紀要に掲載する論文等は、未発表の学術的なものに限る。

第五条 紀要の編集及び発行については、文学部教育研究支援委員会（以下「本委員会」という）がこれを行う。

第六条 投稿を希望する者は、本委員会の指定する期日までに、「投稿申し込み書」に必要な事項を記入の上、本委員会に届け出るものとする。また、原稿は、本委員会の指定した期日までに提出することとする。

第七条 投稿原稿は、本委員会において審査を行い、採否を決定する。ただし、必要に応じて、投稿原稿の内容に関わる専門家の意見を徴することがある。

第八条 採用原稿が多数にのぼり、全編の掲載が困難な場合には、本委員会が協議して対処する。

第九条 投稿者は、投稿原稿にかかる著作権のうち複製権及び公衆送信権の行使を大学に委託することとする。

第十条 掲載された論文の著作権は執筆者に属し、編集委員会は編集著作権を持つものとする。この論文の複製権及び公衆送信権は、大学が参加するインターネット上の論文無償公開システムを運営する機関に委託する。それぞれの執筆者が学術的寄与のために複製または転用を行うことは、これを妨げないものとし、また、編集委員会に許諾を求めることを要しないものとする。ただし、転用等を行う場合は、この内容が紀要に掲載済みである旨を明記しなければならない。

第十一条 この規程を実施するに当たり、必要な細則を定めることができる。

第十二条 この規程の改廃は、文学部教授会の議を経て、文学部長がこれを行う。

附 則 この規程は、平成十五年四月一日一部改正し施行する。

附 則 この規程は、平成十九年十一月一日改正実施する。

附 則 この規程は、平成二十八年七月十三日改正実施する。